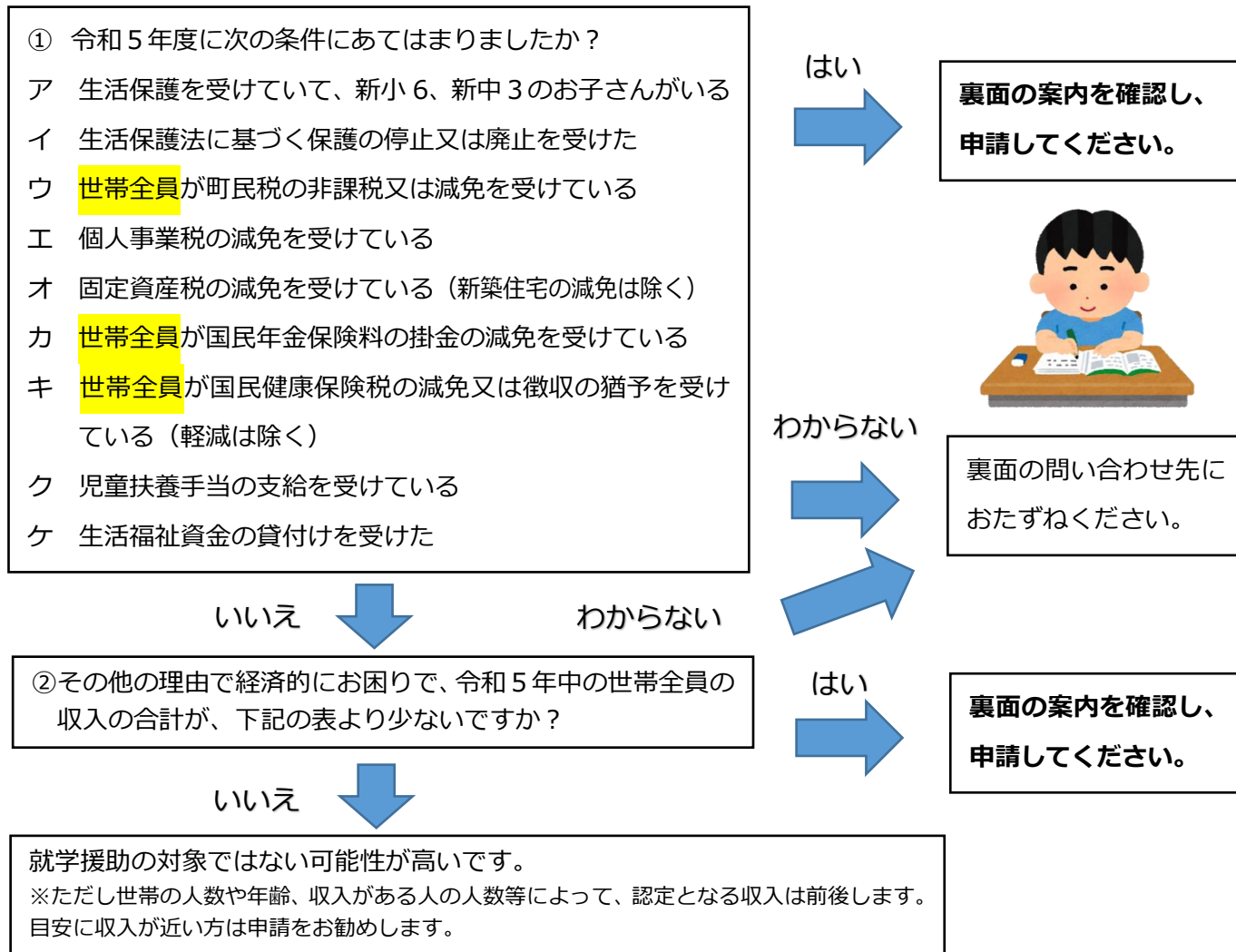


## 令和6年度就学援助のご案内

芽室町では、お子さまが楽しく安心して勉強ができるよう、小・中学生のお子さまをお持ちで、経済的な理由により、学用品費や給食費、PTA会費、修学旅行費などの費用の支払いが困難な家庭へ、援助をしています。下記のチェックにより、対象になると思われる方は、就学援助の申請をしてください。

### ★スタート



### 就学援助を受けられる世帯の総収入の目安 (令和5年1月1日～令和5年12月31日までの収入)

前年の世帯収入が生活保護基準を準用して定めた額の1.3倍未満の場合、認定となります。

家族構成(R6.4.1時点の年齢)		世帯の総収入
2人	親(35歳)、子(6歳)※ひとり親世帯加算あり	324万円以下
3人	親(39歳)、親(37歳)、子(9歳)	356万円以下
4人	親(39歳)、親(37歳)、子(14歳)、子(9歳)	430万円以下
5人	親(39歳)、親(37歳)、子(14歳)、子(9歳)、子(6歳)	489万円以下
5人	親(39歳)、親(37歳)、子(14歳)、子(9歳)、祖母(62歳)	464万円以下

※年金受給者、学生アルバイトを含め、同一世帯で収入のある方すべての収入の合算で判定します。

※収入金額とは、給与所得者の場合は、源泉徴収票の「支払金額」を指します。

※給与所得者以外の方の場合は、「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とします。

**援助の内容（年間1人当たり・予定）** ※年度途中で認定または認定廃止の場合は月割りで支給。

	小学校(年額)		中学校(年額)		備考
	1年	2～6年	1年	2・3年	
学用品費等	13,230円	15,500円	25,040円	27,310円	5月・8月・12月の3回に分けて保護者に支給
新入学用品費	57,060円	なし	63,000円	なし	4月認定の方のみ5月に保護者に支給。 ただし、入学前支給を受けている場合は支給しない。
体育用具費	1・4年のみ 11,810円		1年のみ 11,810円		12月1日時点で認定の方のみ 12月に保護者に支給
修学旅行費	6年のみ 実費(旅費のみ)		3年のみ 実費(旅費のみ)		修学旅行前に学校または保護者に支給
給食費	実費(約 45,936円)		実費(約 55,836円)		学校に直接支給
PTA会費	実費		実費		6月に保護者に支給
生徒会費	なし		実費		6月に保護者に支給
部活動費	なし		実費(上限 30,150円)		6月に保護者に支給
卒業アルバム費等	6年のみ実費(上限 11,000円)		3年のみ実費(上限 8,800円)		3月に保護者に支給
オンライン学習通信費	14,000円		14,000円		5月・8月・12月の3回に分けて保護者に支給

※学校が徴収する学用品費等に著しい滞納があり、学校運営に支障をきたす場合は、学校に直接学用品費等を支払います。

**援助を受けるための手続き**

前年度に就学援助を受けていた方も、**毎年申請が必要**ですのでご注意ください。

令和6年度に就学援助を希望される方は、期限までに、以下の書類等を持参し、芽室町教育委員会にて手続きしてください。(期限を過ぎますと、5月以降の認定となります。)

- 提出期限 **新中学3年生以外 令和6年3月22日(金)まで**  
**新中学3年生 令和6年3月8日(金)まで(修学旅行費支給の関係上)**

**●持参書類**

- 1 令和6年度就学援助申請書(兼世帯票)※今回、配付したものを。
- 2 通帳又は金融機関名・支店名・口座番号がわかるもの(写しでも可)
- 3 お持ちであれば、障がい者手帳もしくは母子健康手帳(現在妊娠されている方のみ)
- 4 世帯の状況や収入を証明できるもの

申請理由によって、必要書類が変わります。詳細は、申請書の裏面をご確認ください。

わからないことがありましたら、お気軽にお問い合わせください！


**その他**

- 1 判定の結果については、4月下旬に保護者にお知らせする予定です。
- 2 倒産、長期療養などにより経済的に困りの方で、認定基準に当てはまらない方は、個別にご相談ください。

提出先・お問い合わせ先 (受付時間 月～金曜日 8:45～17:30)  
芽室町教育委員会 教育推進課 教育推進係 (芽室町東2条2丁目 14番地:芽室町役場)  
電話 62-9729 メール k-gakkyou@memuro.net